

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 令和6年度の保険料等について

■6月に保険料額をお知らせします■

令和6年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline 52,953\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline (\text{令和5年中の所得}-\text{最大43万円}) \times 11.79\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額80万円】} \\ \hline ※100円未満切り捨て \\ \hline \end{array}$$

○1年間の保険料の上限額は80万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	令和6年度 均等割の軽減割合	軽減後の 年間均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割	15,885円
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割	26,476円
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割	42,362円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。
(52,953円 → 26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係9番窓口 後期高齢者医療担当 ☎ 77 - 8379
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

募集期間

5月7日(火)～14日(火)
(土日・祝日を除く)

受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方
(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

今回公募する公営住宅(入居予定時期5月下旬)

津別町HP 住宅情報



町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
たつみ団地	達美212番地10	S 61/3DK	17,500～26,000円	住宅横 駐車可	700円	世帯用 (単身可)

特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
たつみ第3団地	達美213番地5	H 14/1LDK	25,000円	1台分 300円	600円	単身用
緑町第2団地	緑町10番地2	H 23/2LDK	40,000円	1台 300円	700円	世帯用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。
(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎ 77 - 8390